

障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領（平成27年12月25日教育委員会訓令第4号）

最終改正:令和6年3月29日教育委員会訓令第3号

改正内容:令和6年3月29日教育委員会訓令第3号〔令和6年4月1日〕

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領

平成27年12月25日教育委員会訓令第4号

本庁  
教育機関

改正

令和5年3月31日教育委員会訓令第6号

令和6年3月29日教育委員会訓令第3号

障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領を次のように定める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領

（目的）

第1条 この要領は、愛知県障害者差別解消推進条例（平成27年愛知県条例第56号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、条例第8条に規定する事項に関し、県立の高等学校及び特別支援学校の職員（非常勤職員を含む。以下「職員」という。）が適切に対応するために必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この要領で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

（不当な差別的取扱いの禁止）

第3条 職員は、条例第8条第1項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。これに当たり、職員は、別表の第1から第3まで及び第7に定める事項に留意するものとする。

（合理的配慮の提供）

第4条 職員は、条例第8条第2項の規定のとおり、その事務又は事業を行うに当たり、合理的配慮の提供をしなければならない。これに当たり、職員は、別表の第4から第7までに定める事項に留意するものとする。

（校長の責務）

第5条 校長は、前2条に定める事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

（1）日常の執務を通じた指導等により、その監督する職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

（2）障害者及びその家族その他の関係者（以下「障害者等」という。）から職員による不当な差別的取扱い又は職員の合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申出等（以下「職員による障害を理由とする差別に関する相談等」という。）があった場合は、迅速に状況を確認すること。

（3）合理的配慮の提供の必要性が確認された場合は、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 校長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第6条 職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをした場合又は過重な負担がないにもかかわらず合理的配慮を提供しなかった場合には、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第7条 障害者等からの職員による障害を理由とする差別に関する相談等に的確に対応するため、次の課並びに各学校及び総合教育センターに相談窓口を置く。

（1）管理部教職員課

（2）教育部高等学校教育課

（3）教育部特別支援教育課

2 職員による障害を理由とする差別に関する相談等を受ける場合は、性別、年齢、障害の状態等に配慮するとともに、対面、電話、ファクシミリ及び電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用いて対応するものとする。

3 第1項の相談窓口は、障害者等から職員による障害を理由とする差別に関する相談等の内容となる事実の詳細その他必要な情報を聴取する等必要な確認をした上で、該当する職員が所属する学校に報告するものとする。該当する学校においては、対処する必要があると認めるときは、速やかに是正措置及び再発防止策等を採用するものとする。

（研修及び啓発）

第8条 障害を理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対し、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）、条例等の周知、障害者から話を聞く機会の設定など必要な研修及び啓発を行うものとする。

2 新たに職員となった者に対しては、障害を理由とする差別の解消に関する基本的な事項について理解させるために、また、新たに校長となった職員に対しては、障害を理由とする差別の解消に関し求められる役割について理解させるために、それぞれ、研修を実施するものとする。

3 第1項の啓発を行うに当たっては、職員が障害の特性を理解するとともに、性別、年齢等にも配慮しつつ障害者に適切に対応するために、マニュアル等の活用により、意識の啓発を図るものとする。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日教育委員会訓令第6号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日教育委員会訓令第3号)  
この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

別表 障害を理由とする差別的解消の推進に関する愛知県立学校職員対応要領に係る留意事項(第3条、第4条関係)

第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

条例は、不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害者でない者と比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)をすること、条例に規定された障害者に対する合理的配慮の提供による障害者でない者と異なる取扱いをすること及び合理的配慮を提供する等のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障害者に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、問題となる事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じであるにもかかわらず、正当な理由なく、障害者を障害者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

第2 正当な理由の判断の視点

第1の正当な理由に相当するのは、障害者に対して、障害を理由として、財・サービス又は各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないといえる場合である。職員は、正当な理由に相当するか否かについて、具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、障害者及び第三者の権利利益(安全の確保、財産の保全、損害発生防止等)、事務又は事業の目的、内容及び機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。

また、職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得よう努めることが望ましい。その際、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら相互理解を図ることが求められる。

第3 不当な差別的取扱いの例

正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例及び正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例は、付表第1-1及び付表第1-2のとおりである。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、これらの例だけに限られるものではないこと、正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であること、正当な理由があり不当な差別的取扱いに該当しない場合であっても、合理的配慮の提供を求められる場合には別途の検討が必要であることに留意する。

第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 条例は、「合理的配慮」を「現に社会的障壁の除去を必要としている旨の障害者からの意思の表明(障害の特性等により障害者本人が意思の表明をすることが困難な場合において、その家族、介助を行う者その他のコミュニケーションを支援する者が補佐して行われるものを含む。))があった場合において、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて行う必要かつ適当な現状の変更又は調整であって、その実施に伴う負担が過重でないもの」と定義し、県に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、合理的配慮をすることを求めている。また、合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものといわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものである。

2 合理的配慮は、事務又は事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。その提供に当たってはこれらの点に留意した上で、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、当該障害者本人の意向を尊重し、主治医等の専門的知見も参考にしつつ、第5に掲げる要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。建設的対話に当たっては、障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を職員と障害者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策、学校として対応可能な取組等を対話の中で共有する等、建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資すると考えられる。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。また、合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた対応が求められることに留意する。

なお、障害者との関係性が長期にわたる場合にあつては、その都度の合理的配慮とは別に、4の環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減及び効率化につながる点は重要である。

3 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語(手話を含む。)のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、サイン等による合図、触覚による意思伝達等、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段(通訳を介するものを含む。)により伝えられる点に留意する必要がある。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、障害の特性等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等を伴っていない場合等、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、条例の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

4 合理的配慮は、不特定多数の障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等にあつては、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。なお、多数の障害者が直面し得る社会的障壁をあらかじめ除去するという観点から、他の障害者等への波及効果についても考慮した環境の整備を行うことや、相談・紛争事案を事前に防止する観点から、合理的配慮の提供に関する相談対応等を契機に、内部規則、マニュアル等の制度改正等の環境の整備を図ることも有効である。

第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして条例の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、次の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、

障害者にその理由を丁寧に説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。その際には前述のとおり、職員と障害者の双方が、お互いに相手の立場を尊重しながら、建設的対話を通じて相互理解を図り、代替措置の選択も含めた対応を柔軟に検討することが求められる。

- (1) 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的、内容又は機能を損なうか否か)
- (2) 物理的・技術的制約、人的な又は体制上の制約等を考慮した実現可能性の程度
- (3) 費用・負担の程度

#### 第6 合理的配慮の例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、合理的配慮に当たり得る配慮の例は、付表第2-1のとおりである。なお、同表の例はあくまでも例示であり、例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意する必要がある。

また、合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例及び該当しないと考えられる例としては、付表第2-2及び付表第2-3のようなものがある。なお、記載されている内容はあくまでも例示であり、合理的配慮の提供義務違反に該当するか否かについては、個別の事案ごとに、前述の観点等を踏まえて判断することが必要であることに留意する。

#### 第7 障害特性に応じた対応等について

障害者と接する際には、それぞれの障害特性に応じた対応が求められる。

職員が対応する際の参考とするため、代表的な障害特性と対応時に配慮すべき事項について、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(平成27年愛知県訓令第6号)別表の付表第3に簡単にまとめられている。なお、障害の程度、状態等具体的場面に応じて柔軟に対応するよう留意する必要がある。

このほか、障害のある幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)については、成人の障害者とは異なる支援の必要性がある。児童生徒等は、成長及び発達の上途にあり、乳幼児期の段階から個々の児童生徒等の発達の段階に応じて一人一人の個性と能力に応じた丁寧に配慮された支援を行う発達支援が必要である。また、こどもを養育する家族を含めた丁寧かつ早い段階からの家族支援が必要である。特に、保護者が児童生徒等の障害を知った時の気持ちを出発点とし、安心と希望をもって子育てができるように、十分な配慮と支援が必要である。

また、医療的ケアを要する障害のある児童生徒等については、配慮を要する程度に個人差があることに留意し、医療機関等と連携を図りながら、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、適切な支援を行うことが必要である。

他にも、障害者が女性又は外国人である場合には、障害に加えて女性や外国人であることにより、更に複合的に困難な状況に置かれている場合があるため、配慮が必要である。

付表第1-1 正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると考えられる例

- 1 障害があることを理由として、一律に窓口対応を拒否する。
- 2 障害があることを理由として、一律に対応の順序を後回しにする。
- 3 障害があることを理由として、一律に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒んだり、資料等に関する必要な説明を省いたりする。
- 4 障害があることを理由として、一律に説明会等への出席を拒む。
- 5 事務若しくは事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、来校の際に付添い者の同行を求めるなどの条件を付け、又は特に支障がないにもかかわらず、障害を理由に付添い者の同行を拒む。
- 6 障害を理由に、学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講、研究指導、実習、修学旅行等の校外教育活動への参加、入寮若しくは式典参加を拒み、又はこれらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付す。
- 7 障害を理由に学校の施設等の利用を拒否する。
- 8 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外し、又は評価において差を付ける。
- 9 障害の種類や程度、サービス提供の場面における本人や第三者の安全性などについて考慮することなく、漠然とした安全上の問題を理由に施設利用を拒否する。
- 10 業務の遂行に支障がないにもかかわらず、障害者でない者とは異なる場所での対応を行う。
- 11 障害があることを理由として、障害者に対して、言葉遣い、接客の態度など一律に接遇の質を下げる。

付表第1-2 正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる例

- 1 障害のある児童生徒等のため、特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。
- 2 実習を伴う授業等において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある児童生徒等に対し、当該実習とは別の実習を設定する(児童生徒等本人の安全確保の観点)。
- 3 車椅子の利用者が畳敷きの個室を希望した際に、敷物を敷く等、畳を保護するための対応を行う(学校の損害発生の防止の観点)。
- 4 学校において入学等の手続を行うため、障害者本人に同行した者が代筆しようとした際に、必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障害者本人に対し障害の状況、本人の手続の意思等を確認する(障害者本人の損害発生の防止の観点)。

付表第2-1 合理的配慮に当たり得る配慮の例

1 物理的環境への配慮

例
1 段差がある場合に、車椅子利用者に対し、キャスター上げ等の補助をする。携帯スロープがある施設では必要に応じて携帯スロープを渡す。
2 配架棚の高い所に置かれた図書、パンフレット等を取って渡す。図書、パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
3 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩く。前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞く。
4 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、教室等の座席位置を扉付近にする。
5 車椅子を配置している施設では必要に応じて利用を案内する。
6 多目的トイレが設置されている施設では必要に応じて案内する。
7 疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった場合で、別室の確保が困難であるときは、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける等の対応をする。
8 不随意運動等により書類を押さえることが難しい障害者に対し、職員が書類を押さえ、又はバインダー等の固定器具を提供する。
9 災害や事故が発生した際、校内放送等で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある者に対し、災害時に職員が直接災害を知らせる。電光掲示板、手書きのボード等、視覚的に受容することができる警報設備等を用いて、分かりやすく案内し、誘導を図る。
10 移動に困難のある児童生徒等のために、保護者等が送迎するための駐車場を確保する。参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更する。
11 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机及び椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更する。
12 知的障害・発達障害のある児童生徒等に対し、図や写真を用いた日課表、活動予定表等を活用し、自主的に判断し、見通しをもって活動できるようにする。
13 介助等を行う保護者、支援員等の教室への入室、授業や試験でのパソコンの入力の支援、移動の支援及び待合室での待機を許可する。
14 行事等を開催している会場において知的障害・発達障害のある児童生徒等が発声やこだわりのある行動をしてしまう場合に、保護者から児童生徒等の特性、コミュニケーションの方法等について聞き取った上で、落ち着かない様子のときは個室等に誘導する。
15 視覚障害のある者からトイレの個室を案内するよう求めがあった場合に、求めに応じてトイレの個室を案内する。その際、同性の職員がいる場合は、障害者本人の希望に応じて同性の職員が案内する。
16 机の高さを調整すること等作業を可能にする工夫を行う。

2 情報の取得、利用及び意思疎通の配慮

例
1 筆談、読み上げ、手話、身振り、口話、点字、拡大文字、UDフォント、触覚による意思伝達等のコミュニケーション手段を用いる。なお、筆談をする際には、簡潔な言葉を使う、二重否定表現など難しい言い回しは避ける、携帯電話画面の利用など読みやすい文字を使うといった点に留意する。
2 資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
3 視覚障害のある者に資料等を事前送付する際は、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
4 情報保障の観点から、見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明資料や、拡大コピー、拡大文字又は点字を用いた資料、遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供）、聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供、見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手の平に文字を書いて伝える等）又は知的障害・発達障害に配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する、漢字にルビを振る等）を行う。
5 障害のある児童生徒等に対し、絵や写真カード、コミュニケーションボード、タブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の活用、視覚的に伝えるための情報の文字化、質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり、本人の自己選択及び自己決定を支援したりする。
6 学校内で通常、口頭で行う案内を、紙にメモして渡す。
7 書類記入の依頼時又はノート等に書き取りをする際に、記入方法等を本人の目の前で示し、又は分かりやすい記述で伝達する。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
8 知的障害・発達障害のある児童生徒等に対し、抽象的な言葉ではなく、具体的な言葉を使う。例えば、教育活動に取り組む際の「仮説」や「考察」など学習上必要な言葉等の意味を具体的に説明して、理解を確認する。

- 9 比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現等を用いずに具体的に説明する。
- 10 障害者から申出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- 11 病気のため移動範囲や活動量が制限されている児童生徒等に対し、情報通信技術等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する。
- 12 見えにくさのある児童生徒等については、弱視レンズ等を活用するよう促す。
- 13 聞こえにくさのある児童生徒等については、補聴器等を活用するよう促す。
- 14 事務手続の際に、職員が必要書類の代筆をする。
- 15 授業等の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある児童生徒等や知的障害・発達障害のある児童生徒等に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心掛けるなどの配慮を行う。
- 16 授業等の進行に当たっては、職員等が障害者の特性に合ったサポートをする等の配慮を行う。
- 17 曖昧な情報や一度に複数の情報を伝えると対応できないときは、具体的な内容や優先順位を示すようにする。
- 18 情緒不安定になりそうなときは、別室などの落ち着ける場所で休めるようにする。

### 3 ルール・慣行の柔軟な変更

#### 具体例

- 1 順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続の順番を入れ替える。
- 2 障害者が立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- 3 板書、スクリーン、手話通訳者等がよく見えるように、黒板等に近い席を確保する。
- 4 車両乗降場所を校舎等の出入口に近い場所へ変更する。
- 5 移動に困難のある障害者を早めに入場させ席に誘導する。車椅子を使用する障害者の希望に応じて、決められた車椅子用以外の客席も使用できるようにする。
- 6 障害者の来校が多数見込まれる場合は、敷地内の駐車場等において、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- 7 他人との接触又は多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合は、当該障害者に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- 8 聞こえにくさのある児童生徒等に対し、外国語のリスニングの際に、音質・音量を調整したり、文字による代替問題を用意したりする。
- 9 入学試験において、本人又は保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字、拡大文字又はICT機器の使用等を許可する。
- 10 授業で使用する教科書や資料及び問題文を点訳したもの、拡大したもの又はテキストデータを事前に渡す。
- 11 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し、理解の程度に応じて、視覚的に分かりやすい教材を用意する。
- 12 肢体不自由のある児童生徒等に対し、体育の授業の際に、上・下肢の機能に応じてボールの大きさや投げる距離を変えたり、走る距離を短くしたり、スポーツ用車椅子の使用を許可したりする。
- 13 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し、本人が対応可能な場合もあることなどを含め、配慮を要する程度には個人差があることに留意して、医療機関や介助者等と連携を図り、個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し、過剰に活動の制限等をしないようにする。
- 14 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動できない児童生徒等に対し、運動量を軽減する、代替となる運動を用意するなど、病気等の特性を理解し、過度に予防又は排除をすることなく、参加するための工夫をする。
- 15 治療等のため学習できない時間が生じる児童生徒等に対し、補講を行うなど、学習機会を確保する。
- 16 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために、授業や試験でのタブレット端末等の情報通信技術を活用した機器の使用を許可する。筆記に代えて口頭試問等による学習評価を行う。
- 17 発達障害等のため、人前での発表が困難な児童生徒等に対し、代替措置としてレポートを課す。発表を録画したもので学習評価を行う。
- 18 学校生活全般において、適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために、能動的な学習活動等においてグループを編成するときには、事前に伝え、場合によっては本人の意向を確認する。また、こだわりのある児童生徒等のために、話し合いや発表等の場面において、意思を伝えることに時間を要する場合があることを考慮して、時間を十分に確保し、又は個別に対応する。
- 19 実験、実習などにおいてグループワークが困難な児童生徒等や、実験の手順の誤りや試薬を混同するなど、作業に危険を伴う可能性がある児童生徒等に対し、個別の実験時間や実習課題を設定したり、個別のティーチング・アシスタント等を付けたりする。

20 感覚過敏を緩和するためのサングラスの着用若しくは耳栓の使用又は体温を調節しやすい服装の着用を認める等の対応を行う。

21 児童生徒等の負担の程度に応じ、課題の量等を調節する。

付表第2-2 合理的配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例

例

- 1 試験を受ける際に筆記が困難なためデジタル機器の使用を求める申出があった場合に、デジタル機器の持込みを認めた前例がないことを理由に、必要な調整を行うことなく一律に対応を断る。
- 2 行事等を開催している会場内の移動に際して支援を求める申出があった場合に、「何かあったら困る」という抽象的な理由で具体的な支援の可能性を検討せず、支援を断る。
- 3 電話利用が困難な障害者から電話以外の手段により各種手続が行えるよう対応を求められた場合に、マニュアル上、当該手続は利用者本人による電話のみで手続可能とすることとされていることを理由として、電子メール、電話リレーサービスを介した電話等の代替措置を検討せずに対応を断る。
- 4 介助を必要とする障害者から、講座の受講に当たり介助者の同席を求める申出があった場合に、当該講座が受講者本人のみの参加をルールとしていることを理由として、受講者である障害者本人の個別事情や講座の実施状況等を確認することなく、一律に介助者の同席を断る。
- 5 自由席での開催を予定しているセミナーにおいて、弱視の障害者からスクリーンや板書等がよく見える席でのセミナー受講を希望する申出があった場合に、事前の座席確保などの対応を検討せずに「特別扱いはできない」という理由で対応を断る。

付表第2-3 合理的配慮の提供義務に反しないと考えられる例

例

- 1 事務の一環として行っていない業務の提供を求められた場合に、その提供を断る(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)。
- 2 抽選申込みとなっている講座への参加について、抽選申込みの手続を行うことが困難であることを理由に、講座への参加を事前に確保しておくよう求められた場合に、当該対応を断る(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)。
- 3 学校行事等の当日に、視覚障害のある者から職員に対し、会場内を付き添ってブースを回ってほしい旨頼まれたが、混雑時であり、対応できる人員がいないことから対応を断る(過重な負担(人的・体制上の制約)の観点)。